

平成30年度第1回鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査報告書

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会規則第2条第2項に基づき、監査委員会を実施いたしましたので、その結果を以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

医療法施行規則第9条23に準じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、管理者等から説明聴取及び資料閲覧により監査を実施しました。

実施日時：平成30年10月5日（金）10時00分～12時00分

実施場所：鳥取大学医学部附属病院

出席者：原田病院長、井上副病院長（医療安全管理責任者）

齋藤医療安全管理部副部長、椎木薬剤師 GRM、大東看護師 GRM、
宮田事務部長、徳長医事課長、医事課職員4名

2. 監査の結果

(1) 医療安全管理部門の活動状況報告について

医療安全に係る各種の委員会とそれらに関連したワーキンググループの開催状況、活動状況等を口頭、議事要旨等により確認しました。各委員会が機能的に役割を果たしていると考えます。

また、画像診断結果や検査結果の見落としについて検討中とのことですが、他病院の仕組み等も参考にして見落としがないようにしていただきたいと考えます。

(2) 平成29年度のインシデント分析結果報告について

平成29年度のインシデント分析結果の説明を受けました。詳細な分析をされていて、それに基づいて対策も立てられているようですので、今後も引き続き対応をお願いしたいと考えます。また、医師の報告数が前年度と比較して増加していることは良い傾向であるので、この傾向を維持していただきたいと考えます。

(3) 第2回院内事故調査委員会の事例報告について

医療事故調査制度に基づき開催された院内医療事故調査委員会の一連の手続きや内容について確認をいたしました。今後も患者家族のことを考えて説明や手続きを実施していただきたいと考えています。

(4) 中国四国厚生局並びに鳥取県による医療法に基づく立入調査について

平成30年8月に実施された中国四国厚生局並びに鳥取県による医療法に基づく立入調査について説明を受けました。適切に対応されていることを確認しました。また、指摘事項については、速やかに対応していただきたいと考えています。

(5) 「薬剤・輸血のインシデント」の改善事例の紹介について

「薬剤・輸血のインシデント」の改善事例の紹介について説明を受けました。マニ

ユアル等を適宜改訂されて、対応されていることを確認しましたが、入院する前から介入することで、入院時の薬剤のインシデントが減少するのではないかと考えます。

(6) 鎮痛鎮静薬について

鎮痛鎮静薬について院内で検討されていることを確認しました。適切に対応されており、まだ始まったばかりのことであることから、今後も経過を報告していただきたいと考えます。

3. 総括

前回の監査以降の鳥取大学医学部附属病院の医療安全管理体制における業務状況について病院長等に報告を求め、その状況を確認しました。

また、今回は院内で発生したインシデント事例や院内事故調査委員会を中心に監査を実施いたしました。おおむね適切な対応がなされていると判断しましたが、インシデントレポートの分析結果をもとに、インシデントが減少するようより一層努めていただきたいと考えます。

原田病院長より、「医療者側は患者さんを救うために懸命である」という発言がございましたが、地域医療の最後の砦として高度かつ安心安全な医療を実施されることを期待します。

平成31年 3月15日

鳥取大学医学部附属病院医療安全外部監査委員会

委員長 中岡 明久

委員 中村 寿夫

委員 前田 純子